

令和6（2024）年7月31日開催

令和6年度

柏崎市農業委員会 第25期 第14回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第14回総会 議事録

- 1 日 時 令和6年7月31日(水)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 中鯖石南部地区)
議第6号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について
報第1号 農用地利用集積等促進計画(移転)参考資料について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

ただ今から第14回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人です。欠席報告は3人、現在の出席委員数は16人で過半数であることを報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席は26人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、5 番 佐藤 敏委員、15 番 阿部 淳一委員の 2 人を議事録署名委員に指名
します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可について、御説明いたし
ます。

申請番号 1 東条地内、田、1,095 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号 2 安田地内、5 筆、田及び畑、計 2,000 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○
○○円です。

申請番号 3 常盤台地内、田、143 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

申請番号 4 松波一丁目地内、畑、216 m²。自作地の贈与。新規就農。無償です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 から 4 について、それぞれ
地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地
法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないた
め、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ
んか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異
議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 半田二丁目地内、田、328 m²。集合住宅。第 3 種でございます。

申請地につきまして、申請者が平成 8 年頃から集合住宅の敷地として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局に説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 長浜町地内、4 筆、田及び畑、計 191.54 m²。集合住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が宅地分譲を目的に申請地を造成する予定でしたが、これを変更し、承継者が集合住宅 2 棟の敷地の一部として利用するものです。議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 長浜町地内、4 筆、田及び畑、計 191.54 m²。集合住宅。第 3 種でございます。

議第 3 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連に関連するものです。

申請番号 2 豊町地内、田、928 m²。集合住宅。第 3 種でございます。

申請番号 3 松波一丁目地内、2 筆、畑、計 230 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請地につきまして、昭和 49 年以前から譲受人が自身の居宅敷地の一部として利用しており、また、譲渡人がこのことを承知して譲受人に貸していたことから、今回、譲受人及び譲渡人双方から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けた上で追認許可を求めるものです。

申請番号 4 南条地内、畑、39 m²。販売用住宅敷地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、譲渡人は以前、申請地に隣接する住宅に住んでおりましたが、20 年ほど前に住宅の外構工事を行った際に、申請地の一部にコンクリートを敷設し、以降、通路として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。譲受人につきましては、不動産業を営む法人であり、今後、申請地

と併せて隣接する住宅及び敷地を取得し、販売する予定となっています。

申請番号5 松波一丁目地内、畑、261 m²。駐車場。第3種でございます。

本件につきまして、譲受人は鉄骨工事などを行う法人であり、申請地の近辺にある譲渡人所有の住宅及び物置を、同法人の社宅及び物置として取得する予定となっていますが、敷地内に入居社員の駐車スペースがないことから、申請地を駐車場として利用するものです。

申請番号6 藤井地内、田、991 m²。建設機械及び建設車両の保管場所。第3種でございます。

本件につきまして、譲受人は東京都に本店を置く土木機械等のレンタル業を営む法人であり、申請地付近に柏崎支店があります。同法人は、現在、建設機械及び建設車両の保管場所として、同法人が所有する支店の敷地及び、隣接する他者の所有地を借地して利用していますが、今後、借地を返却することとなったため、支店から程近い申請地を新たに賃借して利用する予定となっています。

続きまして、議案書5ページを御覧ください。

申請番号7 土合新田地内、9筆、畑、計1,768 m²。農作業場及び事務所兼農機具格納庫。第2種でございます。

本件につきまして、申請地のうち、1筆の一部において、土地所有者の先代が以前から廃材を置いていたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。今後、廃材につきましては、本件の許可後に撤去される予定となっています。譲受人は、下大新田地区を拠点とする農業者であり、現在の事務所兼農機具格納庫が手狭となったことから、自宅から程近い申請地を農作業場及び事務所兼農機具格納庫の敷地として利用するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の5ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号について事務局の提案のとおり許可処分とすることに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第4号について事務局の提案のとおり許可処分といたします。

議長

続いて、「議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 中鯖石南部地区）」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書6ページを御覧ください。議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）（県営経営体育成基盤整備事業 中鯖石南部地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、所有権移転登記完了後2ヶ月以内。7、対価の支払方法、譲渡人の指定口座に振り込む。8、対象農用地の面積、田（2筆）、733㎡。9、関係人の数、受人1人（新潟県農林公社）、渡人1人。10、実施地区、柏崎市。11、広告年月日、令和6（2024）年8月16日。農用地利用集積計画の明細は別紙明細書のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第5号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第5号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第6号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について」、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 8 ページを御覧ください。議第 6 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について、御説明いたします。

農業一般に関する情報提供の活動強化を図るため、別紙のとおり令和 6 年度の活動計画案を作成いたしました。別紙については、隣の 9 ページを御覧ください。

1、情報活動の根拠については、農業委員会等に関する法律に規定されており、「農業一般に関する情報提供を所掌事務とする」とされています。2、情報活動の趣旨としては、農業委員会が農業者の代表機関として、農業の発展と農業者の地位向上のため、広く、農業及び農業者に関する正確な知識や情報を普及することです。3、令和 5（2023）年度の活動結果について、(1)活動としては、目標部数 150 部に対して、年度末時点で 134 部でした。また、委員一人 1 部以上の購読者獲得という目標については、達成委員は 4 名でした。(2) 目標達成に至らなかった要因としては、購読中止者の増加があげられます。購読者の高齢化、死亡、すでに他の新聞を購読済みなどの理由で、中止された方が 14 名おり、新規に購読を始めた 10 名を上回ったことで、昨年度 1 年間で購読者数は減少という結果になりました。4、新潟県としての今年度の購読者部数の目標は、県全体で 4,000 部です。

10 ページを御覧ください。5、柏崎市の今年度目標は、昨年度と同様に、購読部数は 150 部、また、農業委員・農地利用最適化推進委員、一人が 1 年間に 1 部以上の新規購読申込みを確保する、こととしたいと思えます。7 月時点での購読数は 134 部です。6、普及拡大へ向けての具体的な方法については、農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区を基本として、幅広い農業関係者に対して普及を行うこととしています。今年度は、対象者に青年農業者、市議会議員、関係機関を追加しました。(2) 普及強調月間は、令和 6 年 10 月から 11 月、令和 7 年 1 月から 2 月です。(3) 活動方法については、普及資材や見本紙を使った戸別訪問の実施や、新聞には各自治体の地域計画の取組の記事も掲載されているので、それを集まりで活用したり、また、3 か月間無料の試読は口座の登録なしに始められますので、気軽に試し読みをしてもらえたらと思えます。基本の購読料は、一か月 700 円ですが、電子版もあり、そちらは 500 円です。

また、計画には記載してありませんが、活動を行った日は、忘れずに活動記録簿に記録していただきますようお願いいたします。(4) 情報活動による活動費は上限 1 万 5 千円で、本日お配りした飲料と用紙代となっています。また、新規申込みを勧奨された方には、申込み 1 部につき、全国農業新聞よりクオカード 500 円分が進呈されます。また、(2) の普及強調月間中に 1,000 円分が進呈されます。例えば、8 月中に無料チラシを配り、8、9、10 月は無料試読、11 月から購読開始となれば、1000 円分進呈の対象となります。

次に普及資材について、説明させていただきます。椅子の上に普及資材を入れたトートバックを置かせていただきました。クリアファイルの中の「全国農業新聞普及資材等の内容」がお配りした書類と物品の一覧です。普及資材は新聞普及の際に相手の方にお配りい

ただくものですが、バッグなどはご自身で使っていただいて広告する、という方法もあるかと思います。ぜひ御活用ください。

また、本日、机の上にお配りした資料の中に「購読者名簿」があります。現時点で購読してくださっている方の名簿です。個人情報ですので、取扱いには十分注意していただきながら推進活動の際に参考にしていただけたらと思います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「報第 1 号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 11 ページを御覧ください。報第 1 号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について、御説明させていただきます。

農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありましたので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て、8 月 31 日に新たな耕作者へ権利が移転されるものでございます。以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。報第 1 号についての報告を終了します。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(事務局からその他事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時20分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____